

参考資料

伊賀市こども未来応援会議条例

平成 19 年 12 月 26 日条例第 60 号

改正

平成 21 年 3 月 6 日条例第 4 号
平成 23 年 3 月 30 日条例第 2 号
平成 25 年 6 月 28 日条例第 29 号
平成 28 年 3 月 28 日条例第 15 号
平成 30 年 9 月 28 日条例第 36 号
令和 5 年 7 月 4 日条例第 32 号
令和 6 年 10 月 1 日条例第 35 号

(設置)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 13 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定により、市長の附属機関として伊賀市こども未来応援会議（以下「こども未来応援会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 こども未来応援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) こども計画の策定に関すること。
- (3) こども施策に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 こども未来応援会議は、委員 18 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 住民自治協議会を代表する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 市民からの公募による者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 こども未来応援会議に委員長、副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、こども未来応援会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 こども未来応援会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員長を定めない場合にあっては、会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を

聴くことができる。

(専門部会)

第7条 こども未来応援会議に、専門の事項を調査し協議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 こども未来応援会議の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、こども未来応援会議の運営に関し必要な事項は、委員長がこども未来応援会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市少子化対策推進委員会設置要綱（平成17年伊賀市告示第204号）により、委嘱を受けた委員は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。

附 則（平成21年3月6日条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に委嘱する委員等から適用し、同日前に委嘱した委員等については、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月28日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第15号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日条例第36号）

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和5年7月4日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年10月1日条例第35号）

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱する委員の任期は、伊賀市こども未来応援会議条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

(伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

3 伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「伊賀市子ども・子育て会議」を「伊賀市こども未来応援会議」に改める。

(伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「伊賀市子ども・子育て会議」を「伊賀市こども未来応援会議」に改める。

策定体制

2024（令和6）年度伊賀市子ども・子育て会議委員

2024（令和6）年4月1日～2024（令和6）年9月30日

区 分	委員氏名	所 属	役職
1号委員	中井 利晴	韮田自治協議会	
	米野 雅子	阿波地域住民自治協議会	
2号委員	窪田 朱子	伊賀市民生委員児童委員連合会	副委員長
	前川 加世子	伊賀市民生委員児童委員連合会	
	松田 佑子	公立保育所（園）保護者 （島ヶ原保育所保護者会）	
	山本 倫子	私立保育園保護者 （睦保育園保護者会）	
	三井 昌美	伊賀市保育所（園）連絡協議会 （長田保育園）	
	平野 麻衣	桃青の丘幼稚園 PTA	
	百代 蓉佳	白鳳幼稚園保護者会	
	渡邊 弓美	認定こども園青山よさみ幼稚園	
	福永 あすか	伊賀市 P T A 連合会	
	林崎 勉	伊賀市校長会	
	福永 悦子	伊賀市社会福祉協議会	
	佐治 篤史	上野商工会議所	
	山下 悦代	伊賀市商工会	
3号委員	坂井 真緒	公募	
	山本 いずみ	公募	
4号委員	富田 昌平	三重大学	委員長

2024（令和6）年度伊賀市こども未来応援会議委員

2024（令和6）年10月1日～2025（令和7）年3月31日

区 分	委員氏名	所 属	役職
1号委員	富田 昌平	三重大学	委員長
2号委員	南 徹雄	東部地域住民自治協議会	
3号委員	窪田 朱子	伊賀市民生委員児童委員連合会	
	三井 昌美	伊賀市保育所（園）連絡協議会	
	百代 蓉佳	白鳳幼稚園保護者会	
	福永 あすか	伊賀市 PTA 連合会	
	林崎 勉	伊賀市校長会	
	福永 悦子	伊賀市社会福祉協議会	
	佐治 篤史	上野商工会議所	
	岩野 帆乃佳	若者会議（企画振興部地域創生課）	
	辻井 伸文	三重県立上野高等学校	
	丹羽 克文	三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園	
4号委員	葛原 代志子	公募	
	山本 いずみ	公募	
5号委員	加納 圭子		副委員長
	オチャンテ・村井・ ロサ・メルセデス		

策定経過

年 月 日	内 容
2024(令和6)年	
1月上旬	子ども・子育て支援に関するアンケート調査（R6.1～R6.2.6）
2月26日	伊賀市少子化対策庁内連絡会議 ※R6.4.1 から名称変更 骨子案について
3月22日	伊賀市子ども・子育て会議 ※R6.10.1 から名称変更 骨子案について
5月14日	伊賀市子ども・子育て支援庁内連絡会議 こども計画策定について
5月23日	総合政策会議 骨子案について
5月31日	伊賀市子ども・子育て会議 骨子案について
6月18日	伊賀市子ども・子育て支援庁内連絡会議 事業出しについて
6月27日	市議会議員全員協議会 骨子案について
9月24日	伊賀市子ども・子育て支援庁内連絡会議 中間案（素案）について
10月2日	伊賀市子ども・子育て支援庁内連絡会議 中間案（素案）について
10月21日	伊賀市こども未来応援会議 中間案（素案）について
11月23日	伊賀市こども・若者ワークショップ
12月10日	伊賀市子ども・子育て支援庁内連絡会議 中間案について
12月19日	総合政策会議 中間案について
12月20日	市議会議員全員協議会 中間案について
12月20日	パブリックコメント（R6.12.20～R7.1.19） 意見提出者数 25人 意見件数 72件
12月26日	伊賀市こども未来応援会議 中間案について
2025(令和7)年	
1月23日	伊賀市子ども・子育て支援庁内連絡会議 最終案について
1月30日	伊賀市こども未来応援会議 最終案について
2月4日	総合政策会議 最終案について
2月18日	市議会議員全員協議会 最終案について

用語解説

数字、アルファベット	
1号認定	満3歳以上のこどもで、幼児教育のみ（保育の必要性がない場合）の認定。
1.57 ショック	前年1989（平成元）年の合計特殊出生率が、戦後最低だった「ひのえうま」の1.58を下回ったことによる衝撃のこと。これを機に、国は少子化対策に本格的に取り組むこととなる。
2号認定	満3歳以上のこどもで、保育の必要性がある場合の認定。
3号認定	満3歳未満のこどもで、保育の必要性がある場合の認定。
DV（ドメスティックバイオレンス）	Domestic Violence の略。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。近年ではDVの概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す事もある。
GIGA スクール構想	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とするこどもを含め、多様なこどもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することをめざす構想。
IGABITO	本市において、自らが地域の担い手となる意識や実行力を持つ人材と定義づけている。
JET プログラム	語学指導等を行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Programme）の略で、外国青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業のこと。
KPI	Key Performance Indicator の略。重要業績評価指標。最終的な目標に到達するまでのプロセスの達成状況を把握し、評価するための指標のこと。
UJIターン	都市部から生まれ育った地方への移住（Uターン）、都市部から生まれ育った地方の近隣地域への移住（Jターン）、都市部から生まれ育ちとは関係のない地方への移住（Iターン）の総称。
SSW（スクールソーシャルワーカー）	学校等において、児童生徒のみならず保護者や家庭環境などを含めた問題を解決するための専門家。
あ行	
いがスマイル給食	給食における地産地消の推進を図るため、月1回実施している伊賀産の牛肉や野菜、果物などを使った特別な給食。学校では、食育として地産地消の大切さや伊賀の食材のすばらしさを学ぶ機会としている。また、いがスマイル給食をきっかけに、生産者の思いに触れたり食に関する知識を学んだりしている。
インクルーシブ保育	障がいの有無などに関わらず、こどもたちが多様な背景や特性を共有しながら、一緒に保育・教育を受ける保育スタイルのこと。
インクルージョン	inclusion。包括、包摂、受容などと訳され、多様な人々すべてが尊重されながら共存していく状態を表す。
か行	
キャリア・パスポート	学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う際の記録用の教材等のこと。
合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に産む子の数を示すもので、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計することで算出される。
コーホート変化率法	各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団のことを指す）について、過去における実績人口から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

国民生活基礎調査	厚生労働省が「統計法」に基づき毎年実施している調査。生活の実態を正しく知り、行政上の施策に取り組むため、「世帯票」「健康票」「介護票」「所得票」「貯蓄票」の5種類の調査票を用いて実施される。
こども基本法	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的とする法律。
子ども・子育て支援事業計画	「子ども・子育て支援法」第61条に基づき市町村が策定する計画で、5年を1期とし、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとなっている。
子ども・子育て支援新制度	2012(平成24)年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくための制度。
子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を行うとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とする法律。
こども誰でも通園制度	月一定時間までの利用可能枠のなかで、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。生後6か月から3歳までのこどもが利用できることとされている。
子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）	こどもの健やかな発達や主体性の尊重などをうたった国際条約。1989（平成元）年の国連総会で採択され、翌年発効した。日本は1994（平成6）年に正式に批准した。
子どもの貧困対策の推進に関する法律	こどもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、教育の機会均等を図ることなどを目的とする法律。
こどもファースト	社会のあり方として、こどもを守り育てることを最優先にするという考え方。
さ行	
次世代育成支援対策推進法	日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するため施行された法律。企業及び国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。
児童相談所	各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される児童福祉の専門かつ中核機関。養護、保健、心身障害、育成、非行等、こどもに関する様々な相談などに応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、こどもと保護者への相談援助活動などを行う。
児童発達支援センター	こどもの発達や子育てに関して悩みを抱えている保護者や関係機関からの相談を受け、こどもの発達について、乳幼児期から学童期、就労期まで継続した支援につながるよう、保健師等の専門家と連携し支援を行う機関。
シビックプライド	自分が生まれ育った地域に対する誇り。
た行	
団塊ジュニア	1971（昭和46）年～1974（昭和49）年頃の第二次ベビーブームに生まれた世代。団塊の世代のこどもにあたる世代であることから、このように呼ばれる。

団塊の世代	第二次世界大戦直後の日本において、1947（昭和 22）年～1949（昭和 24）年までのベビーブームに生まれた世代。第一次ベビーブーム世代とも呼ばれる。
特定妊婦	出産後のこどもの養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障がいなどで育児困難が予測される場合などがある。
な行	
認定こども園	保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前のこどもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。
にんにんタイム	市内の保育所（園）で、毎日一定時間身体を動かす取り組み。
ネグレクト	児童虐待のひとつ。こどもに対する適切な養育を親が放棄すること。例えば、食事を与えない、不潔なままにしておく、病気やけがの治療を受けさせない、乳児が泣いていても無視するなどの行為のこと。こどもの精神的な発達に阻害され、人格形成に悪影響を与えるといわれる。
は行	
パブリックコメント	市の政策の策定にあたり、策定しようとする政策についての趣旨、目的、内容、その他必要な事項を広く市民に公表し、公表した政策案に対する有益な市民の意見を政策に反映させること。
母子及び父子並びに寡婦福祉法	すべてのひとり親家庭で、児童が心身ともに健全に育成されることと、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の健康で文化的な生活を保障することを目的とする法律。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと。
ら行	
ライフステージ	年齢に伴って変化する生活段階のこと。年代別の生活状況。人間の一生における出生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなど、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方を指す。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

伊賀市こども計画

～ 夢みる未来に向かって ～

発 行 ／ 伊 賀 市

発行年月 ／ 2025（令和 7）年 3 月

編 集 ／ 伊賀市健康福祉部こども未来課

（※2025（令和 7）年 4 月から「こども政策課」に課名変更）

〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地

TEL：0595-22-9654

FAX：0595-22-9646